

澁川地区広域市町村圏振興整備組合
公共施設等総合管理計画

令和4年3月

澁川地区広域市町村圏振興整備組合

目 次

項

第1章 公共施設等総合管理計画について

- 1 計画策定の背景・目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 3 組合の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 4 対象施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 5 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し

- 1 公共施設等の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 2 人口動向と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 3 財政の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- 4 将来の更新費用の試算・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
- 5 財源の状況及び今後の見通し・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
- 6 現状や課題に関する基本認識・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

- 1 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
- 2 施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な考え方・・・・・・・・13

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

- 1 消防施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
- 2 ごみ処理施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
- 3 し尿処理施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
- 4 火葬場及び斎場施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
- 5 その他施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

第5章 計画の推進方法

- 1 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策・・・・・・・・19
- 2 圏域住民及び構成市町村との情報共有・・・・・・・・19
- 3 フォローアップの実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
- 4 地方公会計（固定資産台帳）の活用・・・・・・・・19
- 5 保有する財産（未利用資産等）の活用や処分・・・・・・・・19

〈参考資料〉

- 1 長期財政推計・・・・・・・・・・・・・・・・・・20

第1章 公共施設等総合管理計画について

1 計画策定の背景・目的

近年、公共施設等の老朽化が全国的に大きな社会問題となっており、渋川地区広域市町村圏振興整備組合（以下「本組合」という。）が保有している施設等についても老朽化が進み、今後集中的に改修・更新時期を迎えようとしています。

このような状況の中、人口の減少や少子高齢化の進行により、構成市町村の財政状況は厳しさを増すことが懸念され、住民のニーズや社会情勢の変化に適切に対応していくには、健全な財政運営を進めながら、計画的に公共施設等を維持管理していく必要があります。

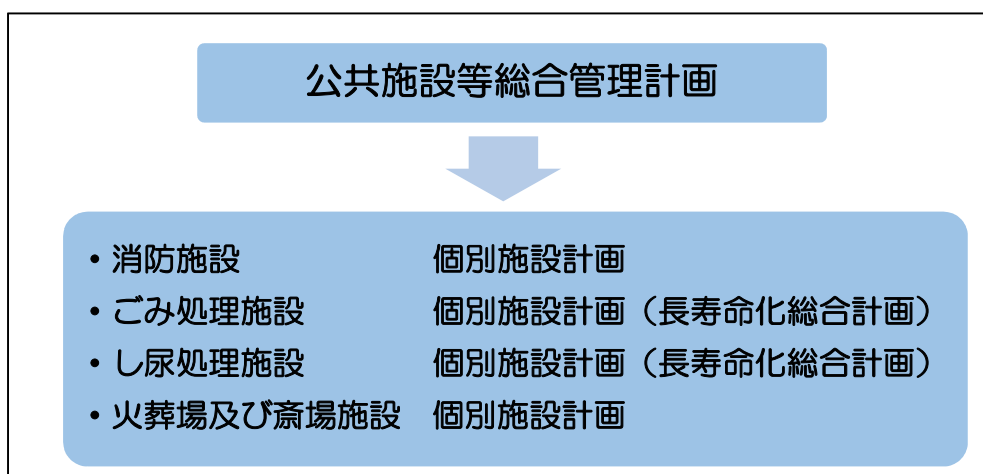
本組合においても、構成市町村の財政基盤の上に成り立っていることを十分認識した上で、保有する公共施設等について現下の社会情勢や施設の現状・将来の見通しを踏まえて、長期的な視点をもって適正配置・更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、財政負担の軽減・平準化を図ることが最重要課題となります。

これらのことから、公共施設等の最適な管理を実施するため、基本的な方向性を示す「公共施設等総合管理計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、本組合が保有する公共施設等について、基本的な方向性を示すとともに施設等を維持管理する上で、各施設の個別施設計画の上位計画として位置づけます。

今後は、本計画に基づき、消防施設、ごみ処理施設、し尿処理施設、火葬場及び斎場施設等について、施設ごとの個別施設計画を本計画と整合性を図りながら策定し、適正な管理を実施していくこととします。



3 組合の概要

本組合は、渋川市、吉岡町、榛東村の3市町村により構成され、地方公共団体の一部事務組合として、消防・ごみ処理・し尿処理・火葬場及び斎場施設等の事務を共同処理しています。

組合の名称：渋川地区広域市町村圏振興整備組合

組合の種類：一部事務組合

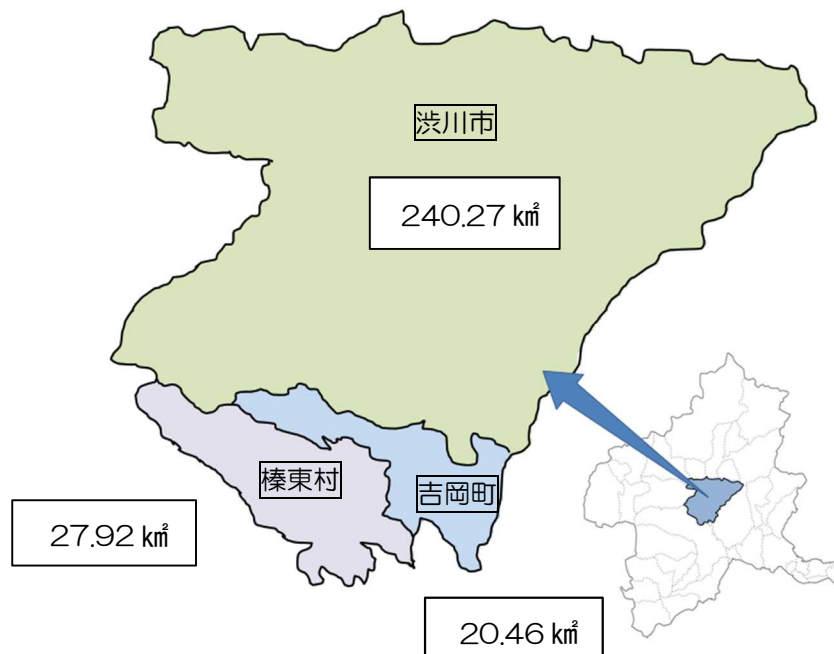
構成市町村：渋川市、吉岡町、榛東村

面積：288.65 km²

人口：110,589 人

世帯数：42,093 世帯

※面積は令和3年4月1日現在、人口及び世帯数は令和2年国勢調査確定値。



4 対象施設

本計画の対象は、本組合が保有する消防施設5施設（消防本部・消防署本署併設）、ごみ処理施設4施設（埋立施設3施設含む）、し尿処理施設1施設、火葬場及び斎場施設1施設、その他施設3施設の合計14施設とします。

5 計画期間

本計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和32年度（2050年度）までの30年間とします。

なお、今後の社会情勢の変化や計画の進捗状況を踏まえて、おおむね10年ごとに計画を見直すものとします。

第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し

1 公共施設等の現況

(1) 公共施設等の概要

本組合が保有する14施設の概要は、表1のとおりです。

【表1】 対象施設

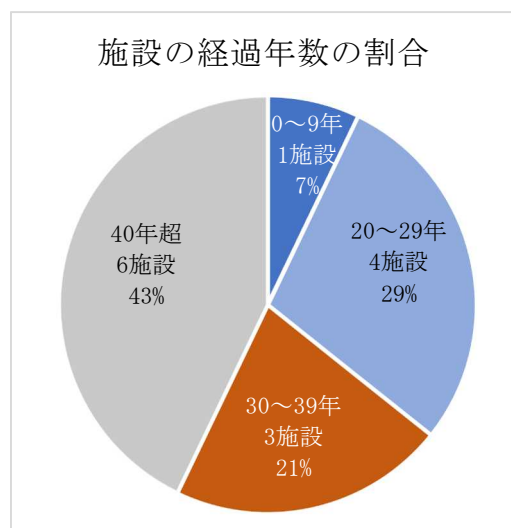
令和3年3月現在

No.	分類	施設名	延床面積(㎡)	構造	竣工	経過 年数
1	消防施設	渋川広域消防本部 渋川広域消防署本署	1,622.84	RC 一部S造	S43.7	53
2		渋川広域消防署東分署	354.32	RC	S50.2	46
3		渋川広域消防署西分署	352.46	RC	S48.1	48
4		渋川広域消防署南分署	354.32	RC	S48.11	47
5		渋川広域消防署北分署	354.34	RC	S51.2	45
6	ごみ処理施設	渋川地区広域圏清掃センタ ー	7,766.88	RC 一部S造	H5.3	28
7		渋川地区広域圏清掃センタ ー小野上処分場	426.11	S造	H5.3	28
8		渋川地区広域圏清掃センタ ーエコ小野上処分場	8,556.59	S造	H26.12	6
9		榛東処分場	20.46	S造	S58.9	37
10	し尿処理施設	渋川地区広域圏環境クリー ンセンター	4,519.61	RC 一部S造	S58.10	37
11	火葬場及び斎 場施設	渋川広域斎場しらゆり聖苑	3,468.81	RC 一部S造	H12.5	20
12	その他施設	渋川地区広域市町村圏振興 整備組合事務局	584.00	S造	H4.3	29
13		渋川地区広域圏職業訓練セ ンター	1,346.39	RC 一部S造	S50.3	46
14		渋川地区広域圏運動場 (プール)	361.43	S造	S58.3	38
合 計			30,088.56	—	—	—

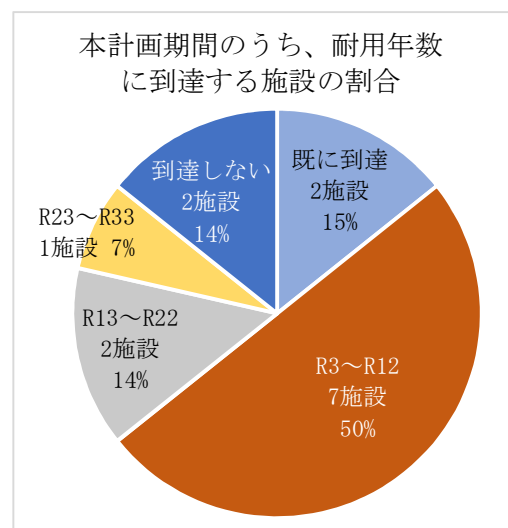
(2) 施設の経過年数等及び課題

施設の建築後の経過年数別割合は、図1のとおりです。全14施設のうち6施設が建築後40年を超えています。また、図2のとおり今後10年以内に7施設が法定耐用年数に到達し、昭和56年以前の旧耐震基準で整備された施設は、耐震不足に加え老朽化が著しく建替え等が課題となっています。

【図1】



【図2】



(3) 施設保有量の推移

本組合が保有する公共施設等について平成26年度から令和2年度までの施設保有量の推移をみると、表2のとおりです。平成29年度に消防本部の改修工事は行われているものの、施設数及び延床面積に増減はありません。

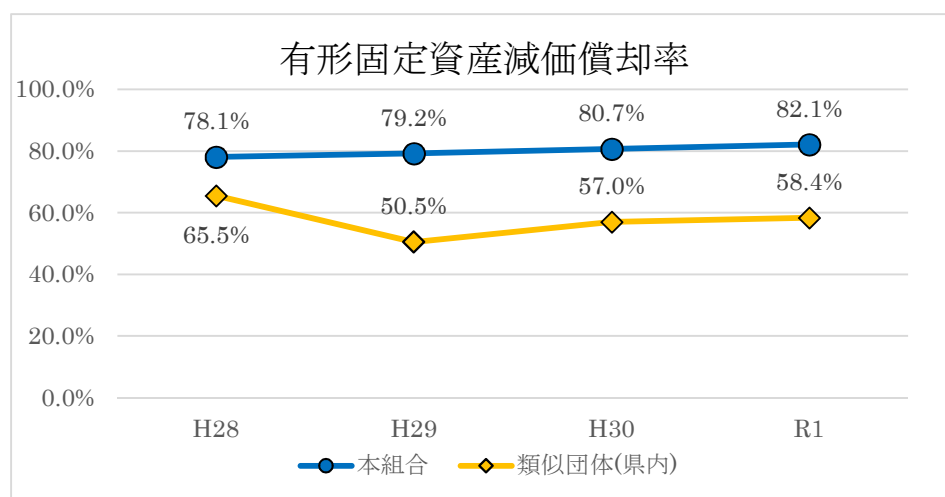
【表2】 施設保有量の推移

分類		数量(H26 年度)	数量(R2 年度)	増減	備考
消防施設	(施設数)	5 施設	5 施設	—	H29 年度通信 指令棟を改修
	(延床面積)	3,038.28 ㎡	3,038.28 ㎡	—	
ごみ処理施設	(施設数)	4 施設	4 施設	—	
	(延床面積)	16,770.04 ㎡	16,770.04 ㎡	—	
し尿処理施設	(施設数)	1 施設	1 施設	—	
	(延床面積)	4,519.61 ㎡	4,519.61 ㎡	—	
火葬場及び斎場施設	(施設数)	1 施設	1 施設	—	
	(延床面積)	3,468.81 ㎡	3,468.81 ㎡	—	
その他施設	(施設数)	3 施設	3 施設	—	
	(延床面積)	2,291.82 ㎡	2,291.82 ㎡	—	
合計	(施設数)	14 施設	14 施設	—	
	(延床面積)	30,088.56 ㎡	30,088.56 ㎡	—	

(4) 有形固定資産減価償却率の推移

本組合が保有する公共施設等について平成28年度から令和元年度までの有形固定資産減価償却率の推移をみると、図3のとおりです。平成28年度は78.1%ですが、令和元年度は82.1%に上昇しています。これは耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過したかを表しており、公共施設等の老朽化が進んでいることを示しています。

【図3】



※有形固定資産減価償却率：有形固定資産のうち償却資産(建物、工作物、物品)が、その耐用年数に対して、償却資産の取得からどの程度償却されているのか(老朽化しているか)を表しています。

※財務書類(HP公表)より、建物について抽出し有形固定資産減価償却率を再計算したもの。

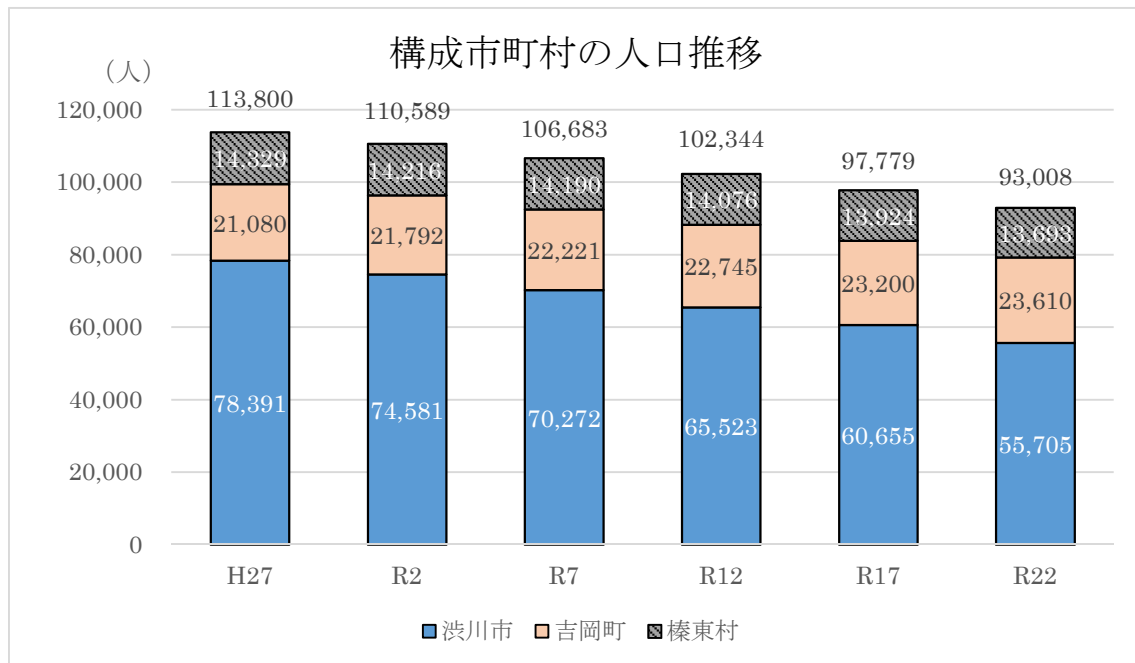
※類似団体は、県内の広域組合2団体の平均値。

2 人口動向と課題

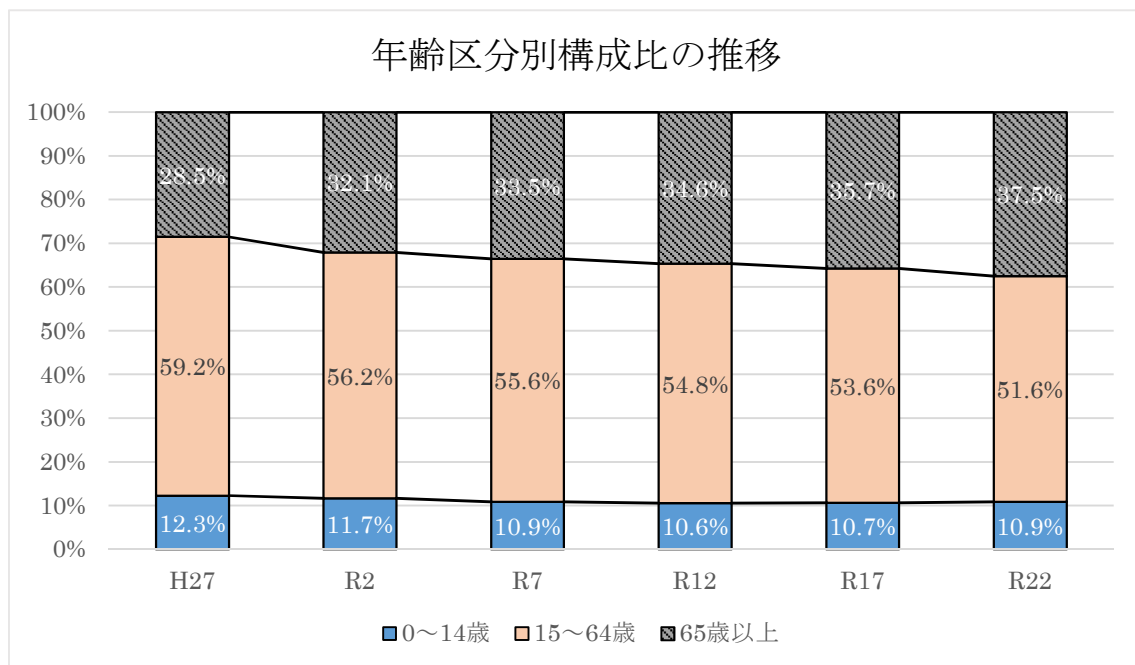
本組合の構成市町村の総人口は、図4に示すとおり平成27年以降減少が続 き、今後も減少傾向が続いていくものと見込まれます。推計によると令和22年の構成市町村の総人口は93,008人(令和2年比△15.9%)となり、図5に示す年齢区分別構成比の15歳から64歳の生産年齢人口が51.6%に減少し、一方65歳以上の高齢者人口は37.5%に増加するものと見込まれます。

これらの人口構造の変化に伴い、消防救急事業では救急救助件数の増加が見込まれることや、ごみ処理事業では廃棄物の種類や排出量の変化など、本組合の業務にも多大な影響があるものと考えられます。

【図4】



【図5】



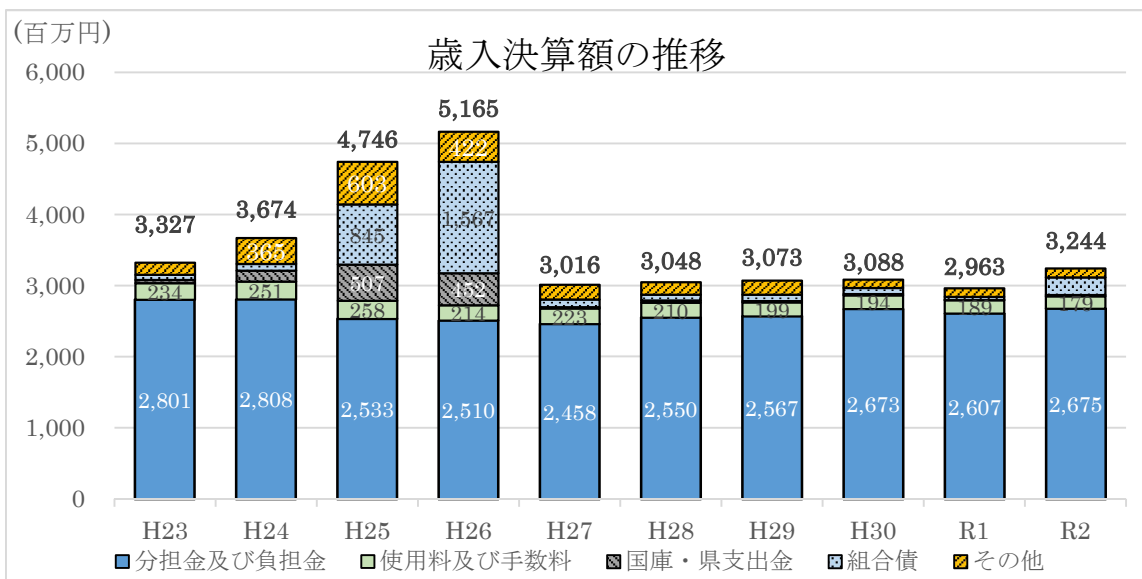
※人口・構成比について平成27年及び令和2年は国勢調査、それ以降は構成市町村総管理計画掲載値(令和2年度末現在)を独自集計したもの。

3 財政の状況

(1) 歳入の状況

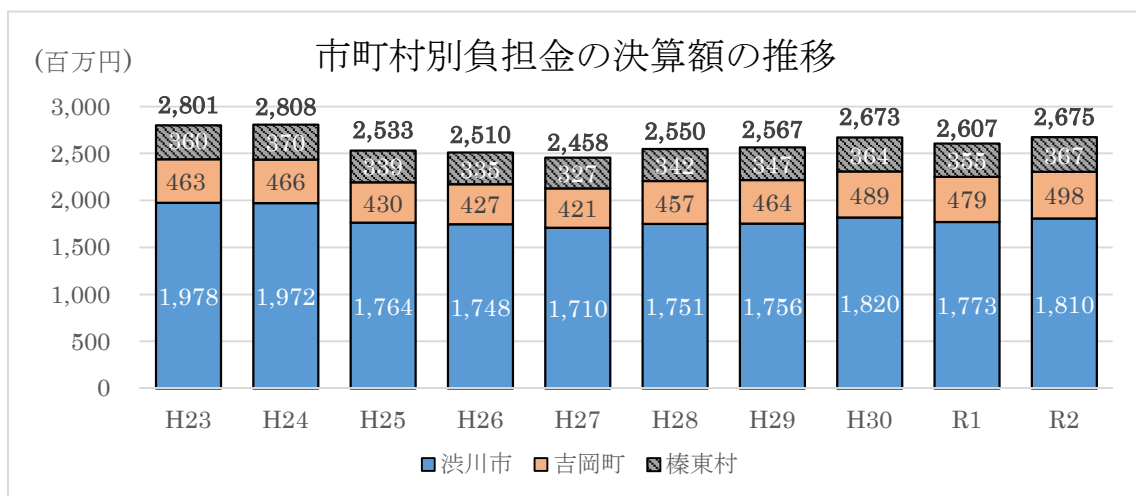
本組合の歳入決算額の内訳は、図6のとおりです。歳入は主に構成市町村からの負担金であり、平成25・26年度以外は、総額の8割以上を占めています。構成市町村別負担金の決算額の内訳は、図7のとおりです。平成23年度から令和2年度にかけて、年間約24億円から約28億円で推移しています。また、負担金以外の歳入としては、使用料及び手数料、国庫・県支出金、財産収入、繰入・繰越金、諸収入、組合債等があり、事業規模に応じそれらを活用しながら実施しています。

【図6】



※その他(財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入)

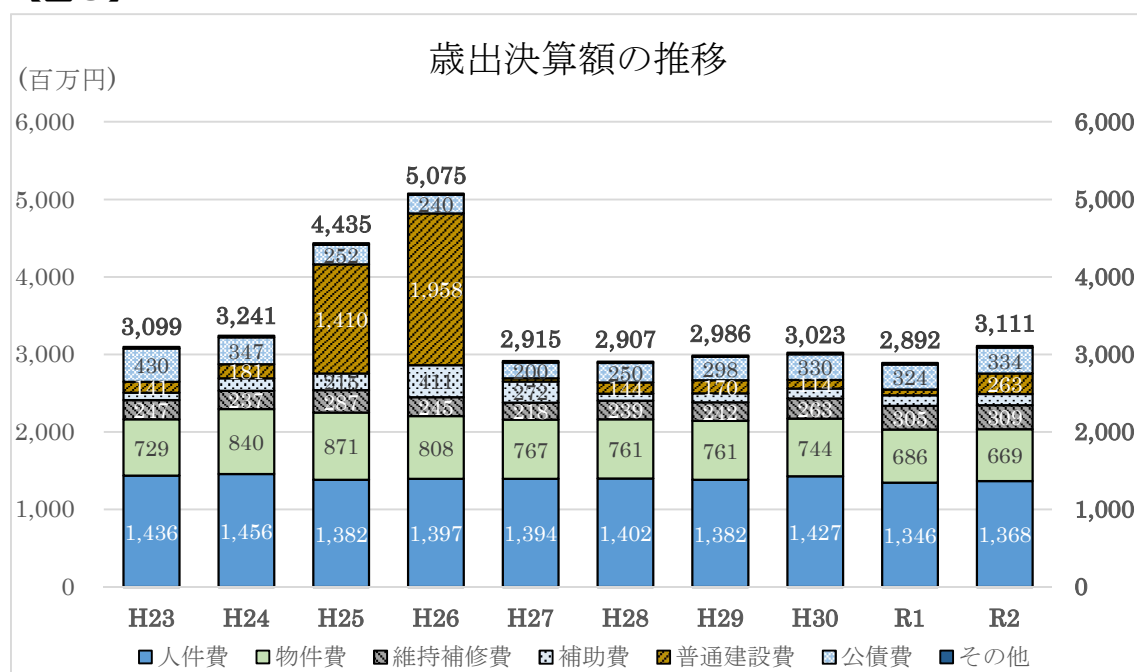
【図7】



(2) 歳出の状況

本組合の歳出決算額の内訳は、図8のとおりです。平成23年度から令和2年度にかけて、年間約29億円から50億円で推移しています。平成24年度から平成26年度までが増加している要因は、エコ小野上最終処分場の建設を行ったことによるものです。このような大規模な事業の実施によって歳出決算額は大きく左右され、構成市町村の負担金にも多大な影響を及ぼすことから、これらの事業は計画的かつ慎重に実施していくことが重要となります。

【図8】



※その他(扶助費、積立金)

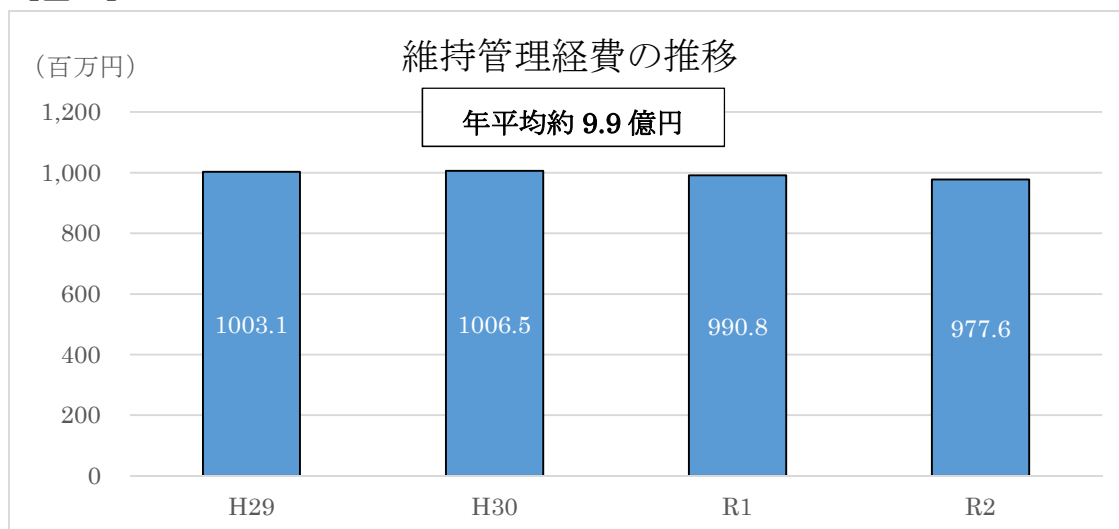
4 将来の更新費用の試算

(1) 維持管理経費の推移

公共施設について平成29年度から令和2年度までの維持管理経費の推移は、図9のとおりです。過去4年間の平均で約9.9億円となっています。全体的に施設の老朽化が進んでいるため、どの施設も改修工事等が必要な状態ですが、財源には限りがあるため優先順位をつけて実施することにより費用の著しい増加を抑えています。

また、今後は消防施設の更新や、ごみ処理施設の基幹的設備改良工事等が計画されているため更新費用等の増加が見込まれます。そのため維持管理経費については、更に縮減する必要があります。

【図9】



※H29～R2 年度決算、物件費及び維持補修費の合計。

(2) 将来の更新費用の試算

計画期間内に法定耐用年数を超過する施設で更新等が検討されているものについて、消防庁舎の更新計画及び一般廃棄物処理施設整備検討委員会（以下「一般廃棄物検討委員会」という。）での結果を基に、将来更新費用の試算を行いました。

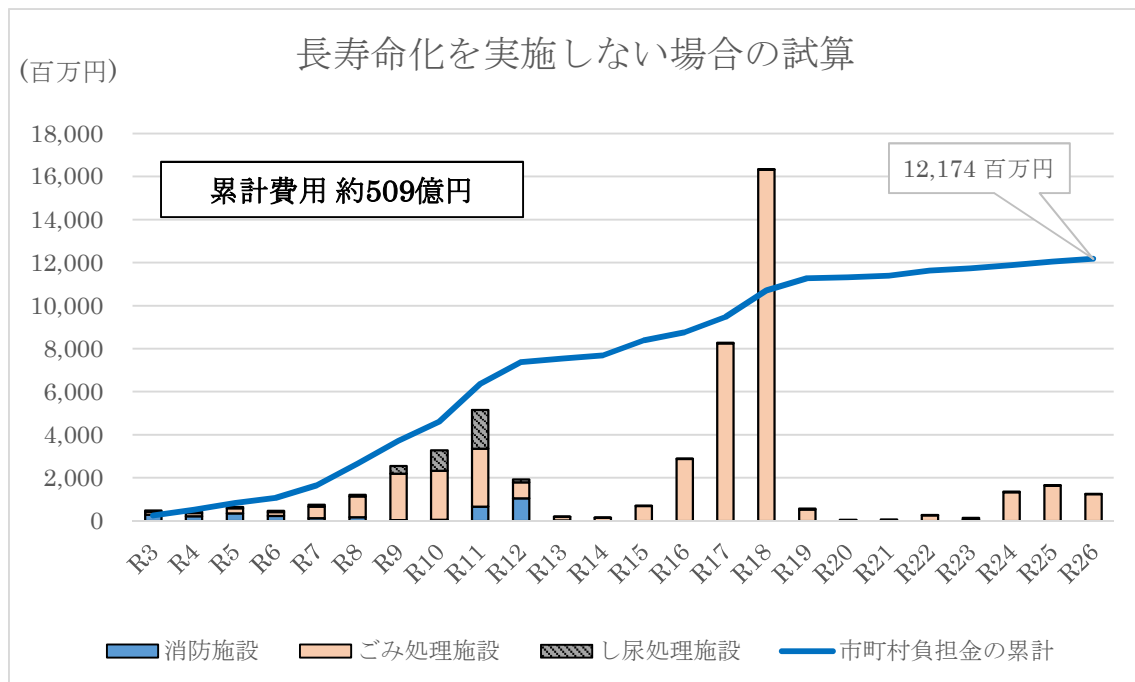
なお、消防施設については、耐震性能が十分でないことや大規模改修後の耐用年数等、し尿処理施設は、設備等を含めた維持管理費用や大規模改修後の耐用年数及び他の施設整備との平準化等を考慮し総合的に判断した結果、更新が適当として計画を策定しています。

また、火葬場及び斎場施設の更新等の実施時期は、現在検討を行っているため、今後策定する個別施設計画の中で対応することとします。

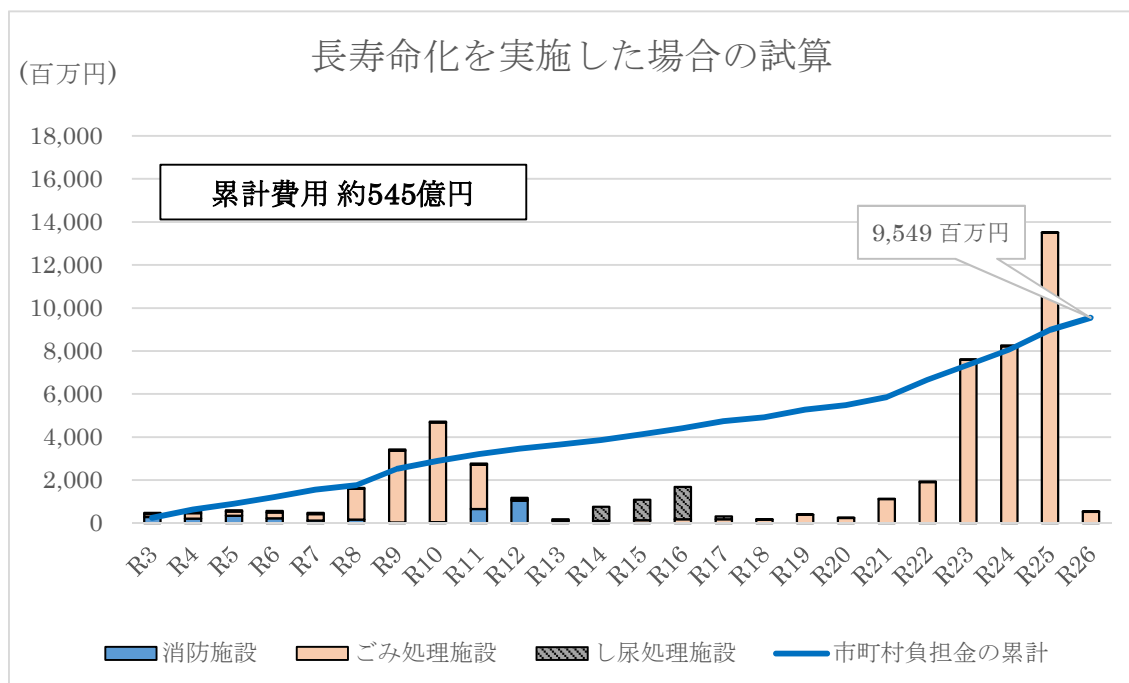
図 10 では、清掃センターの法定耐用年数経過後、早急に更新した場合の試算となります。令和 26 年度までの更新等費用の累計総額は約 509 億円となります。財源として、国庫補助金及び組合債等を除いた市町村負担金の累計額は約 122 億円となります。

一方、清掃センターの長寿命化を図った場合の試算は図 11 のとおりです。累計総額が約 545 億円、市町村負担金の累計額は約 95 億円となり、長寿命化を図った方が更新等費用の累計総額は 36 億円多いものの、市町村負担金は 27 億円の削減効果がありました。今後は詳細な個別施設計画を作成し、更新費用の更なる圧縮及び平準化を推進します。

【図 10】



【図 11】



【更新費用の試算参考】

- ・一般廃棄物検討委員会で報告の更新費用（令和３年１０月現在）
- ・令和４年度 広域組合事業実施計画(令和３年度作成)
- ・令和４～２６年度 広域組合財政推計(令和３年度作成)

【表３】 計画期間内における施設更新等費用の内訳

分 類	施設名	方 針	更新等費用（千円）			
			合 計	国庫補助金	組合債	一般財源
消防施設	消防本部・本署	更 新	1,817,800		1,558,600	259,200
	東分署※1	更 新	352,541		303,900	48,641
	西分署	更 新	417,725		388,600	29,125
	南分署※1	更 新	252,118		238,700	13,418
	北分署	更 新	402,008		319,600	82,408
ごみ処理 施設	清掃センター	長寿命化	38,286,500	11,368,999	20,221,200	6,696,301
	（OH 含む）※2	早期更新	34,863,290	9,039,000	16,207,200	9,617,090
	最終処分場※3	更 新	8,807,000	2,802,000	4,890,000	1,115,000
し尿処理 施設	環境クリーンセンター（OH 含む）	更 新	4,114,620	1,009,833	1,800,000	1,304,787
合 計（早期更新を除く）			54,450,312	15,180,832	29,720,600	9,548,880

※1 東・南分署更新費用は、R3 年度以降分としています。

※2 清掃センターの長寿命化効果は、負担金削減額 2,920,789 千円、使用年数は 7 年延長となりますが、全体の建設スケジュールの変更による維持管理費の増加等により約 27 億円の縮減効果となります。

※3 最終処分場は、計画期間中に整備が必要となる予定の 2 施設分の費用を見込んでいます。

５ 財源の状況及び今後の見通し

今後の公共施設の更新等は、一般廃棄物検討委員会の結果や今後策定する個別施設計画に基づき行いますが、本組合の財源は主に構成市町村からの負担金であるため、構成市町村の財政状況を十分に考慮する必要があります。

一方、現在進行中である老朽化した消防庁舎の更新計画や、一般廃棄物検討委員会で検討された施設の長寿命化及び更新計画等には、多額の費用が必要となるため、費用の縮減を図ることは当然ながら、国庫補助金や交付税措置のある地方債を積極的に活用し、構成市町村の財政負担軽減や平準化を図るものとします。

なお、今後の歳入歳出及び市町村負担金の推移を示した長期財政推計については 20 ページに記載します。

6 現状や課題に関する基本認識

(1) 公共施設等の老朽化への対応

本組合が保有する公共施設等は、全14施設のうち5施設が耐震不足に加え、法定耐用年数による有形固定資産減価償却率も82.1%と老朽化が著しい状況にあります。更に施設の安全性の問題、機能や職場環境の劣化も深刻な問題となります。今後も行政サービスを適正なレベルで提供し続けるためには、改修・更新等に係る費用を軽減させるほか、平準化を行い健全な財政運営を進めながら、計画的に公共施設等を更新していく必要があります。

(2) 人口減少や少子高齢化への対応

構成市町村の人口は、今後も減少していくことが予測され、年齢区分別の構成も年少人口及び生産年齢人口が減少、高齢者人口の増加による少子高齢化が一層進む厳しい予測となっています。

人口減少や少子高齢化の進行に伴い、必要な公共サービスの量や質の変化が予想されるため、住民のニーズを把握した上で、各施設の最適な規模及び機能を検討する必要があります。

特に、一般廃棄物処理施設については、人口の減少や分別収集の充実等により、廃棄物の排出量の減少が考えられるため、更新の際に施設の規模や処理能力、運転計画を再検討する必要があります。

(3) 厳しい財政状況への対応

構成市町村の厳しい財政状況の中で、今後避けては通れない施設の更新や管理にかかる費用の縮減を図る一方、機能の維持を図っていくことが大きな課題となります。施設の更新や維持管理に支出できる財源には限界があることを前提に、公共施設等のあり方を検討していく必要があります。

第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

1 基本方針

(1) 施設の安全性・機能性の確保

老朽化が進むにつれ施設の性能は徐々に低下し、適切な時期に対処しなければ、予期せぬ事故を招き必要なときに性能を発揮できない等、安全と機能の両面で様々な不具合が発生することが予想されます。

このような事態を避けるため、計画的に補修や改修、更新等の老朽化対策を行い、施設の安全性と機能性を維持します。

(2) 規模・機能の適正化

既に直面している、人口減少や少子高齢化に伴い、必要とされる公共サービスの量やその内容も変化することが予想されます。施設の再編整備や機能の複合化の検討を踏まえながら効率的な施設配置への対応を図るとともに、社会情勢の変化や法令等の変更を踏まえ、厳しい財政状況、費用対効果などの面から総合的に評価し、最小の経費で最大の効果を上げるために、規模・機能の最適化を図ります。

(3) ライフサイクルコストの縮減

構成市町村の費用負担の軽減を図りながら、公共施設等の維持管理・更新に必要な財源を確保し、今後も健全な財政運営に努めます。

また、今後も継続して使用する施設については、事後保全の維持管理だけでなく、定期的な点検等を実施することにより長期的な視点、計画的な維持修繕を目的とした予防保全の考え方を取り入れて長寿命化を推進し、ライフサイクルコストの縮減を図りながら、財政負担の軽減と平準化に努めます。

2 施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な考え方

(1) 点検、診断等の実施方針

各施設や各種設備機器等の日常点検をはじめ、定期点検や診断は、施設等の長寿命化を推進するに当たって基本的な保全措置であります。それらの点検を適切に実施し、劣化・損傷の程度等の把握に努めます。また、点検・診断等の結果を集積・蓄積することで、今後の計画の作成や老朽化対策等に活用します。

(2) 維持管理、修繕・更新等の実施方針

施設等の点検結果を踏まえながら、故障や劣化・損傷する前に計画的に修繕を行う予防保全を積極的に取り入れ、優先度に基づき長期的な視点を取り

入れた個別施設計画等を策定します。これらの計画に基づく計画的な維持管理、修繕により、従来の平均的な更新周期を延伸することで中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの削減と予算の平準化を目指すものとします。

また、全ての施設が住民生活に密着した欠かせないものであるため、災害時等においてもその役割を果たせるよう施設及び設備の適正な管理に努めるものとします。

更新に当たっては、施設の再編整備や機能の複合化等の検討を踏まえながら、業務推進の確保、法令との適合性、老朽化の程度、財政状況、費用対効果などの面から総合的に判断した上で実施していきます。

(3) 安全確保の実施方針

点検・診断等により危険性が認められた公共施設等については、安全確保を最優先に一時的な供用停止や応急処置、改修を速やかに行います。

また、今後も利用見込みのない施設については、防災・治安上の観点から速やかな解体撤去に努めます。

(4) 耐震化の実施方針

災害対策活動の拠点となる消防施設や住民生活の基盤を支える清掃センター、し尿処理施設、火葬場及び斎場施設は、いずれも住民の日常生活に密接に関係し、災害時においても業務を継続する必要がある施設です。これらの施設の機能が、災害時でも十分に発揮できるよう適切に管理していきます。

(5) 長寿命化の実施方針

長期にわたり利用していく公共施設等については、計画的な保全措置による長寿命化を推進し、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの削減と予算の平準化を図ります。

(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針

改修及び更新に当たっては、ユニバーサルデザイン化の考えに基づき、高齢者や障害者をはじめ、全ての利用者にとって利用しやすい施設作りを推進します。

(7) 統廃合等の推進方針

施設の統廃合等を検討する際は、当該施設の老朽化状況、行政サービスの必要水準の確保や将来的な計画等を総合的に勘案し、社会情勢の変化を踏ま

えるとともに、財政状況や費用対効果等を見据えた中で、圏域住民及び構成市町村と情報共有・合意形成を図りながら行うものとしします。

(8) PPP/PFI の活用方針

今後の公共施設等の更新や維持管理において、PFI や民営化、長期包括運営管理などの PPP/PFI の手法を導入できる施設については、施設整備や管理に積極的な活用を検討します。

(9) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

本計画の進捗管理や全ての所属との情報共有及び連携等を行い、将来にわたり安定した行政サービスを提供できるよう推進体制を構築します。

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

本組合は、消防施設、ごみ処理施設、し尿処理施設、火葬場及び斎場施設等を保有しており、それぞれの機能や役割が異なっていることから、施設類型ごとの具体的な基本方針については、別途施設ごとの基本方針を定めた「個別施設計画」で対応することとします。

1 消防施設

渋川広域消防本部は、渋川市、吉岡町、榛東村からなる管轄区域を1署4分署体制で消防業務を行っています。

このうち、昭和48年の建設から47年が経過した渋川広域消防署南分署は、老朽化等の理由から移転新築工事を令和2年度から進めています。新庁舎は令和4年3月供用開始予定ですが、今後も適正に維持管理を努めるものとします。

上記以外の4署所については、建設後約半世紀を経過し、老朽化や耐震不足等により、地域の防災拠点としての機能を十分に果たせない状況となっています。このため安全で衛生的な環境を備えた施設の更新が急務となっています。現在、整備計画が進行中の渋川広域消防署東分署及び西分署に続き、北分署及び消防本部・消防署本署についても、整備方針を早期に検討する必要があります。

これらの老朽化した施設の更新等については、公共施設等に費やせる財源に限界があることを前提にしながら、消防力の維持向上を念頭に、将来の人口やその構成、火災、救急、救助等の出動件数、地理的条件等の適正配置調査の結果を踏まえ、消防署所の配置や署所数などの再編整備を含めた施設整備の方針を検討するものとします。

また、施設の更新に当たっては、構成市町村の財政負担を軽減するためにも、整備費用の平準化に努め、国庫補助金や交付税措置のある地方債等を最大限活用していくこととします。

2 ごみ処理施設

本組合の保有するごみ処理施設は、清掃センターが1施設、稼働中の埋立施設が1施設、稼働が終了し、水処理中の埋立施設が2施設あります。

このうち、清掃センターについては、平成5年の建設から28年が経過し、鉄筋コンクリート建築物の標準的耐用年数（以下「標準的耐用年数」という。）である50年の半分以上を過ぎています。そのため、施設の長寿命化や更新を視野に入れた整備方針を早急に検討する必要があり、令和2年度から一般廃棄物検討委員会を立ち上げ、構成市町村の担当者を構成員に加え検討してきました。

その結果、施設の基幹的設備改良工事を行い、建物の標準的耐用年数又はそれ以上まで現施設を利用し、その間に更新に向けた検討を行うという方針がまとめられました。

また、稼働中の埋立施設であるエコ小野上処分場も、おおむね計画どおりに埋立完了となることから、次期施設整備方針も取りまとめました。

なお、埋立の完了している最終処分場2施設については、浸出水の処理を適正に行い、早期廃止を目指すこととします。

ごみ処理施設については、基幹的設備改良工事及び新施設整備へ向けた方針がまとまったことから、今後計画的な点検整備及び適切な補修を行い、維持補修費の極端な増加を抑えるとともに、安定的な稼働を継続していくこととします。

また、施設の長寿命化及び更新等についても多額な費用がかかることから、構成市町村の財政負担を軽減するためにも、整備費用の平準化に努め、国庫補助金や交付税措置のある地方債等を最大限活用していくこととします。

3 し尿処理施設

し尿処理施設は、昭和58年の建設から37年が経過し、標準的耐用年数まであと13年となっています。そのため施設の老朽化が進み、維持補修費も増加していることから、施設の更新が急務となっています。

施設の更新等について一般廃棄物検討委員会で検討を行い、他の施設の更新もあることから費用の平準化を考慮し、整備方針を取りまとめました。

し尿処理施設については、新施設が完成するまで計画的な点検整備及び維持補修を行い、安定的な処理を継続していくこととします。

4 火葬場及び斎場施設

火葬場及び斎場施設（しらゆり聖苑）は、平成12年の建設から20年が経過し、老朽化等による修繕箇所が増加傾向にあります。今後も長期にわたり良好な状態で施設を稼働できるよう、大規模改修工事等を計画的に行い、施設の長寿命化を図ることとします。

5 その他施設

その他施設として、本組合事務局庁舎は、平成4年の建設から29年が経過し法定耐用年数まであと9年となっています。計画的な維持管理や修繕等を行い、耐用年数を延ばすことはもとより、他の施設との統合も積極的に検討し、構成市町村の財政負担を軽減することとします。

職業訓練センターは、旧耐震基準で整備された施設のため耐震不足に加え、

老朽化等により修繕箇所が増加傾向にあります。本施設は利用者の減少が懸案となっていることから関係機関と協議し、存続を含め検討していく必要があります。

広域圏運動場（プール）は、老朽化等の理由により令和元年度から施設を休場しています。地域への一定の役割は果たしたと考えられることから、令和5年度に取り壊しを予定しています。

第5章 計画の推進方法

1 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

本計画を実効性のあるものとするため構成市町村と連携しながら、基本的な方針や考え方に基づき、各種施策や事業を実施していきます。

また、本計画を全庁的な取組とするため、計画の進捗状況を一元的に管理する部署を定め、関連部署と連携を図りながらマネジメントを進めていきます。

2 圏域住民及び構成市町村との情報共有

本計画を円滑に推進するために、構成市町村と公共施設の状況や財政状況等の情報共有を図ります。また、本組合ホームページ等を活用して圏域住民に情報提供し住民と組合行政の相互理解や共通認識の形成に努めます。

3 フォローアップの実施

本計画を確実に実行するためにPDCAサイクルを活用し、今後の社会情勢の変化や計画の進捗状況、実施効果を含めて、確認・検証し適切なマネジメントを行っていくこととします。また、個別施設計画との整合性等を踏まえて、必要に応じ本計画を改定することとします。

4 地方公会計（固定資産台帳）の活用

地方公会計の情報、特に固定資産台帳の情報は、公共施設マネジメントの推進に当たって前提となる、施設・設備の取得価額や耐用年数等の情報を的確に把握できるものであるため、毎年度、決算年度の翌年度末までに固定資産台帳及び財務書類を作成・更新し、組合施設の適切な管理運営に活用します。

5 保有する財産（未利用資産等）の活用や処分

公共施設への適正な投資を継続するため、本組合が保有する財産等を経営資源と捉え、有効活用による新たな財源確保について検討します。具体的には、未利用資産の売却・貸付のほか、施設命名権（ネーミングライツ）の売却、壁面等を提供した企業広告の募集など、様々な手法で財源確保を図ります。

また、施設の機能集約等を行う際に生じる跡地については、地域のニーズやまちづくり等に配慮しつつ、適切な処分や有効活用を進めます。

〈参考資料〉 長期財政推計

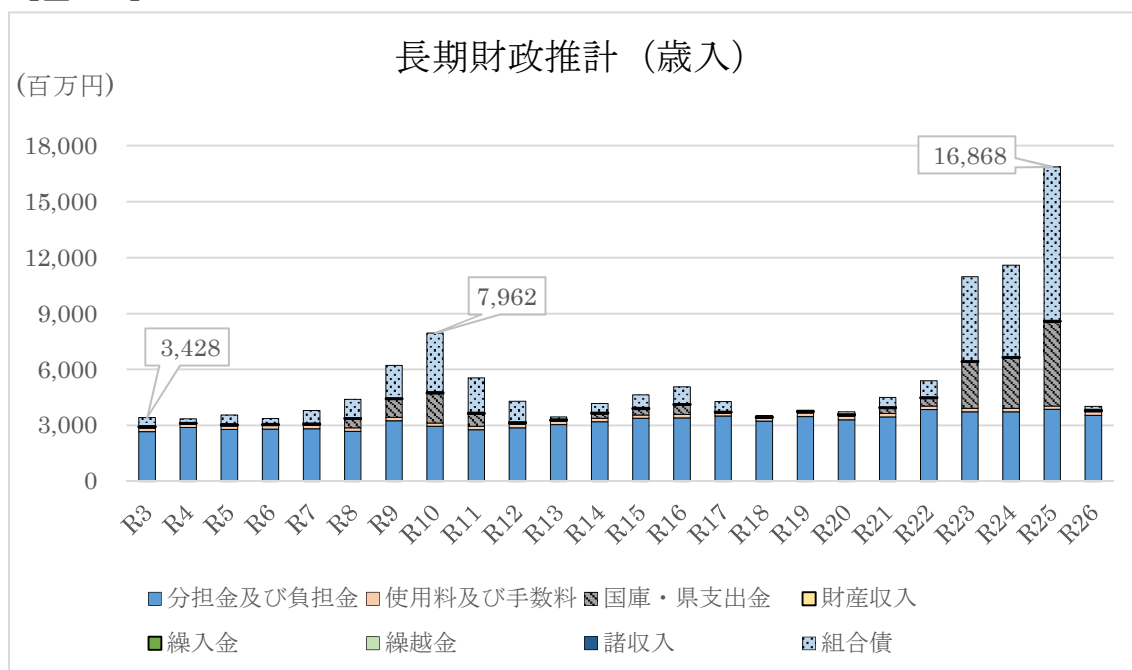
1 長期財政推計（令和3年10月現在）

この財政推計では、経常的な経費については、令和2年度予算額を基に、それ以外の計画事業費については、広域組合事業実施計画（令和3年度作成）及び一般廃棄物検討委員会の検討結果等を基に、新清掃センターの運用開始予定（令和26年度）までの推計を行い、今後の市町村負担金等の見込額を算出しています。

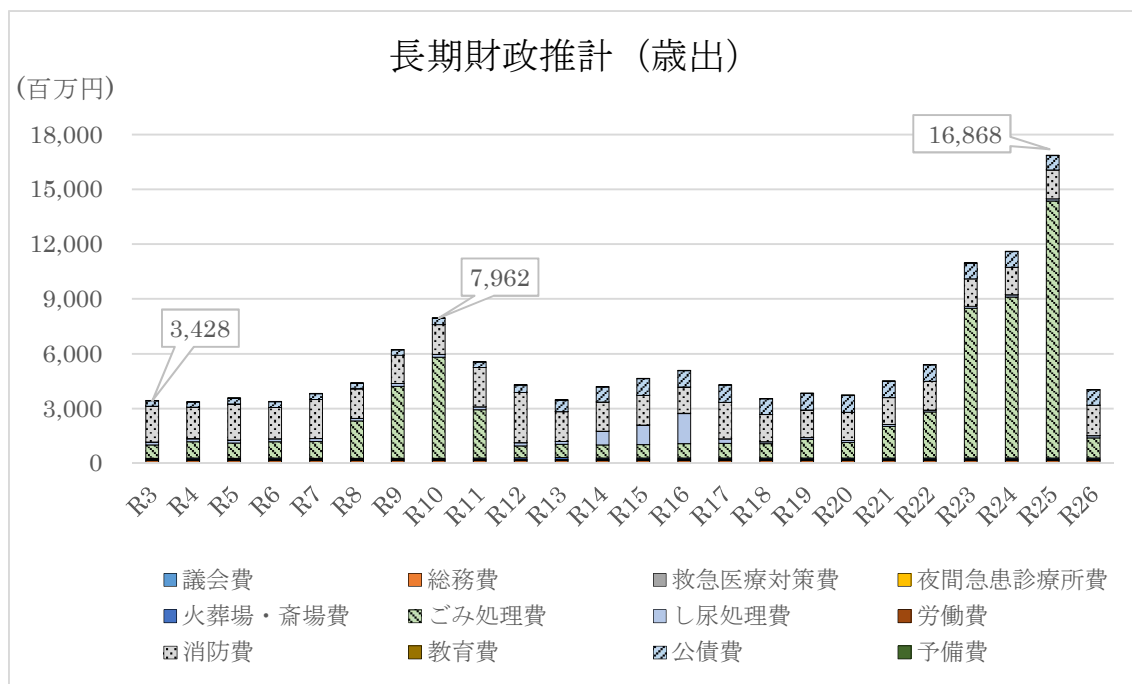
歳入、歳出の推移については、それぞれ図12、13のとおりです。最初のピークは清掃センターの基幹的設備改良工事及び最終処分場建設工事が予定されている令和10年度で総額約79.6億円になります。以降、一番のピークは清掃センターの新設工事が予定されている令和25年度で総額約168.7億円になります。大規模な建設事業等では、市町村負担金が極端に増加しないよう国庫支出金や組合債を活用し、平準化に努めています。

市町村負担金の推移については、図14のとおりです。計画期間中は、約26.8億円から約38.7億円で推移しています。こちらのピークも清掃センターの新設工事が予定されている令和25年度で約38.7億円となります。これは令和3年度予算額（26.8億円）より約11.9億円増加する見込みとなっており、構成市町村の財政に与える影響は多大なものになると見込まれています。そのため、今後は市町村負担金の増加を抑えるために、毎年度作成する広域組合事業実施計画での事業費の圧縮や、個別施設計画の中で更新等費用の更なる圧縮及び平準化が必要となります。

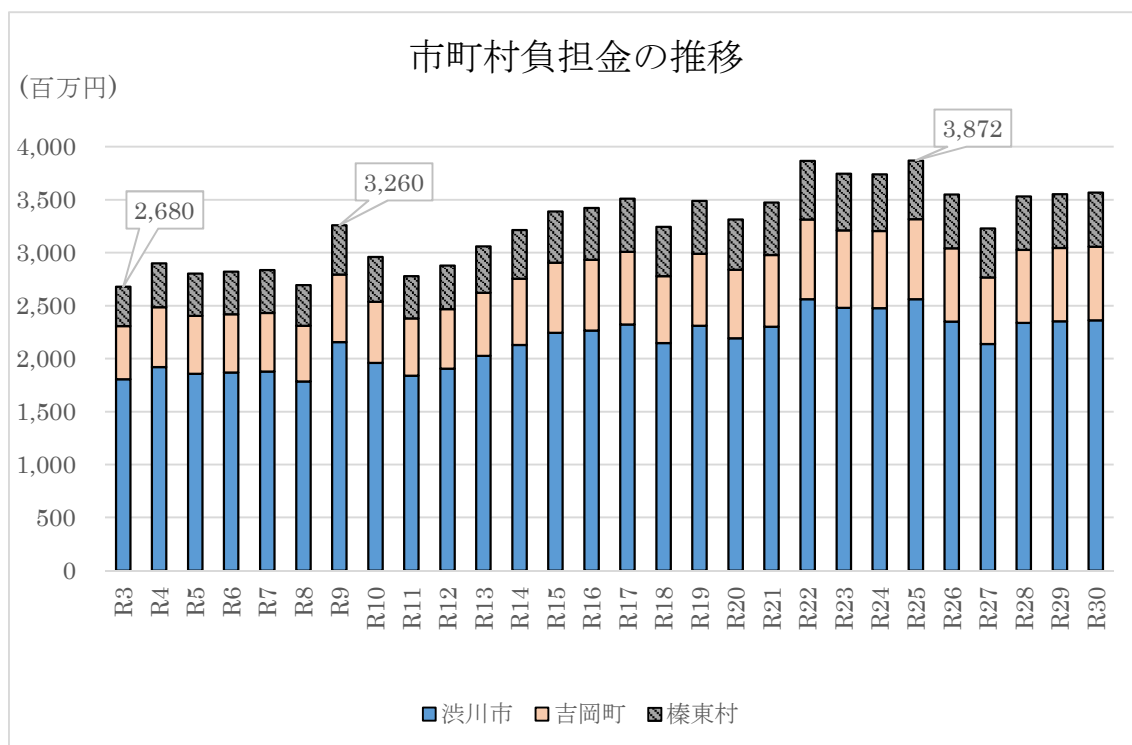
【図12】



【図 13】



【図 14】



渋川地区広域市町村圏振興整備組合

公共施設等総合管理計画

（令和4年3月発行）

発行 渋川地区広域市町村圏振興整備組合

編集 総務課企画財政係

〒377-0007 群馬県渋川市石原1 4 3 4番地1

TEL 0279-60-5200（代表）

URL <http://www.sknet.or.jp/>